

12. 5. 17
1/04

私に諸君の公僕

全国産業團體聯合會

本會は諸君の公僕として、

第一條 本會は全國産業團體聯合會と稱し事務局を東京市に置く

第二條 本會は左の地方聯合會を以て之を組織す

第三條 本會は全國の産業團體を代表する重要團體を

第四條 本會の重要事項は總會において之を決定す

第五條 本會は各地方聯合會を以て之を組織す

第六條 本會は各地方聯合會の代表者を選任す

第七條 本會は各地方聯合會の代表者を選任す

第八條 本會は各地方聯合會の代表者を選任す

第九條 本會は各地方聯合會の代表者を選任す

第十條 本會は各地方聯合會の代表者を選任す

特秘勞第一一八八五號

昭和二年五月九日
大阪府知事

内務大臣 鈴木喜三郎殿
 社會局長 官長岡隆一郎殿
 關係各廳 府縣長官殿
 大阪地方裁判所 檢事正殿
 大阪憲兵 隊長殿

日本勞働組合法評議會第三回全國大會狀況

右及申候也

首題大會ハ引續キ本日前午十時三十分ヨリ市內天
 王寺公會堂ニ於テ開權シタルカ其狀況左記ノ如シ
 シテ午後五時四十分散會セリ

左記